

令和6年度自殺対策検討委員会 資料

健康きりしま 21（第4次）
【休養・こころの健康づくり分野】



霧島市保健福祉部健康増進課

令和6年度 霧島市自殺対策検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	任期
1	木治屋 浩	始良地区医師会	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
2	中村 浩一郎	始良地区歯科医師会	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
3	山崎 貴	始良地区薬剤師会	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
4	溝口 輝彦	霧島警察署 生活安全課	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
5	竹田 尚登	鹿児島メンタルヘルス研究所ハートピース	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
6	末吉 幸一郎	株式会社 九州タブチ	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
7	牛牧 剛志	霧島市地域包括支援センター	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
8	竹永 克子	霧島市民生委員児童委員協議会連合会	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
9	津田和 総子	霧島市商工観光部 商工振興課 消費生活センター	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
10	福原 賀春	霧島市保健福祉部 生活福祉課	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
11	辻 俊之	霧島市教育委員会 学校教育課	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
12	小瀨 竜一	霧島市消防局 警防課	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日
13	榑 えみり	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	令和5年 4月 1日 ～ 令和7年3月31日

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会、予防接種専門委員会及び成人保健専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(5) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 成人保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 成人保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。

附 則（令和4年2月17日告示第33号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、霧島市情報公開条例（平成17年霧島市条例第10号）第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開することにより、市民の市政への理解及び信頼を深め、もって公正で開かれた市政を一層推進するため、市が設置する附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする「附属機関等」とは、霧島市附属機関等の設置等に関する方針（平成18年霧島市訓令第3－2号）第2条に規定する附属機関及びその他の委員会等とする。

第3 公開の基準

- 1 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は原則公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 会議の公開が、法令又は条例（以下「法令等」という。）により制限されているとき。
 - (2) 霧島市情報公開条例第5条に規定する不開示情報を含む案件について、審議等を行うとき。
 - (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが明らかに予想されるとき。
- 2 会議の内容に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、議題を容易に区分して審議等を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という。）するものとする。

第4 公開又は非公開の決定

附属機関等は、「第3 公開の基準」に基づき、会議の一部公開又は非公開を決定するものとし、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

第5 会議の公開の方法

会議の公開は、傍聴希望者に対し、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。なお、附属機関等の長は、会議の秩序維持及び会議の円滑な運営に努めるものとする。

第6 会議開催の公表

会議の開催に当たっては、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、開催の概要を公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

第7 会議結果等の公表

会議を公開又は一部公開で行った場合は、会議終了後速やかに、「会議等における会議録及び報告書等の作成方針（平成24年7月26日通知）」に基づき、会議要旨を作成し、会議における配布資料とともに、市ホームページへの掲載、情報公開室における閲覧等の方法により、公表するものとする。

第8 その他

この指針に定めるもののほか、この指針の運用に当たって必要な事項は、附属機関等が別に定める。

第9 施行期日

この指針は、平成24年8月1日以後に開催される附属機関等の会議から適用する。

1 健康きりしま 21（第4次）計画の進捗状況について

【休養・こころの健康づくり分野】の現状と取り組みについて

個別目標 1

こころの病気に早期対応できる環境を整備する（計画書 P34）

目標値

項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
自殺死亡率（人口10万対）	18.4 ^(*1)	11.4以下 ^(*2)
ゲートキーパー数	640人 ^(*3)	890人 ^(*4)

(*1) 令和3年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(*2) 国の「自殺総合対策大綱」の目標値に準じる

(*3) 健康増進課 ゲートキーパー養成数

(*4) 毎年度50人新規養成し、5年間で250人増加

(1) 霧島市の自殺の状況について

①自殺者数・自殺死亡率

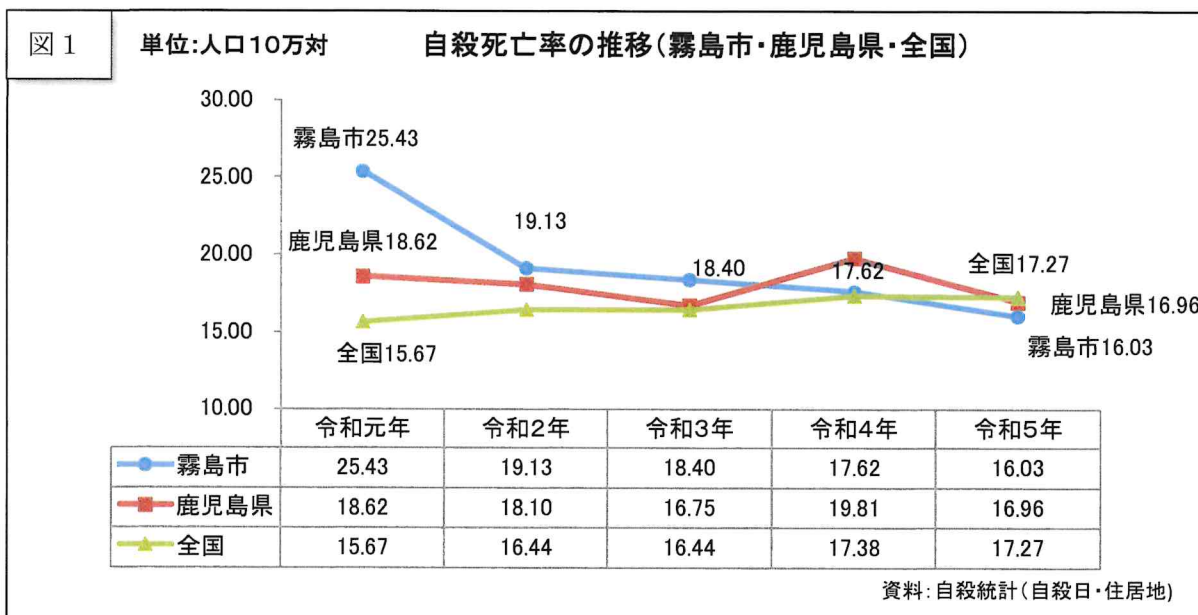
・本市の自殺者数・自殺死亡率ともに年々減少している。

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自殺死亡率 (人口10万対)	25.43	19.13	18.40	17.62	16.03
自殺者数(人)	32	24	23	22	20
うち、男性	18	18	16	17	16
女性	14	6	7	5	4

資料：地域における自殺の基礎資料

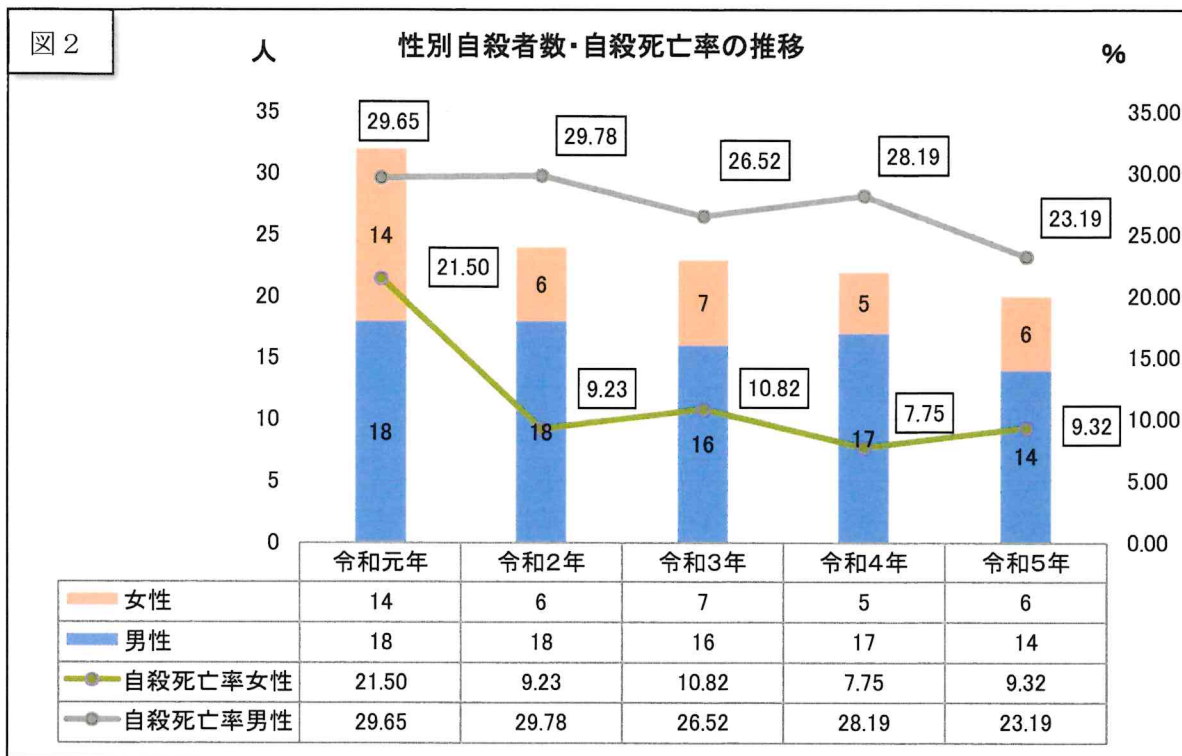
②自殺死亡率の推移（霧島市・鹿児島県・全国）

・本市の自殺死亡率は、令和元年をピークに低下してきており、鹿児島県、全国より低い状況にある。



③【霧島市】性別自殺者数・自殺死亡率の推移（令和元年～令和5年）

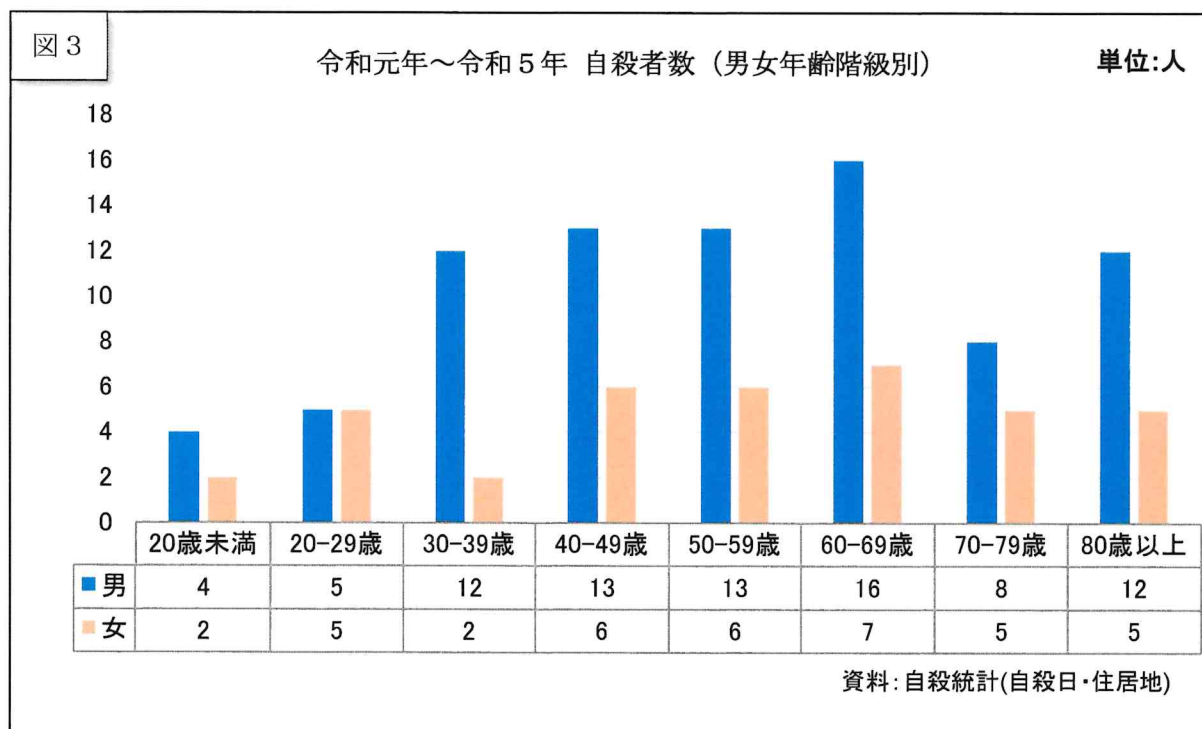
・本市の自殺死亡率は女性より男性の方が高い位置で推移している。



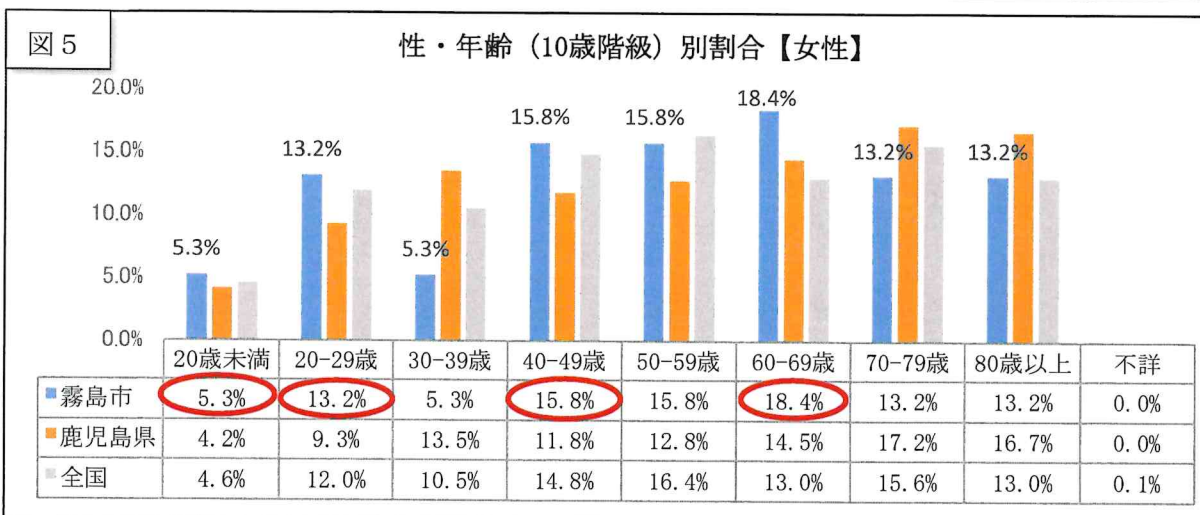
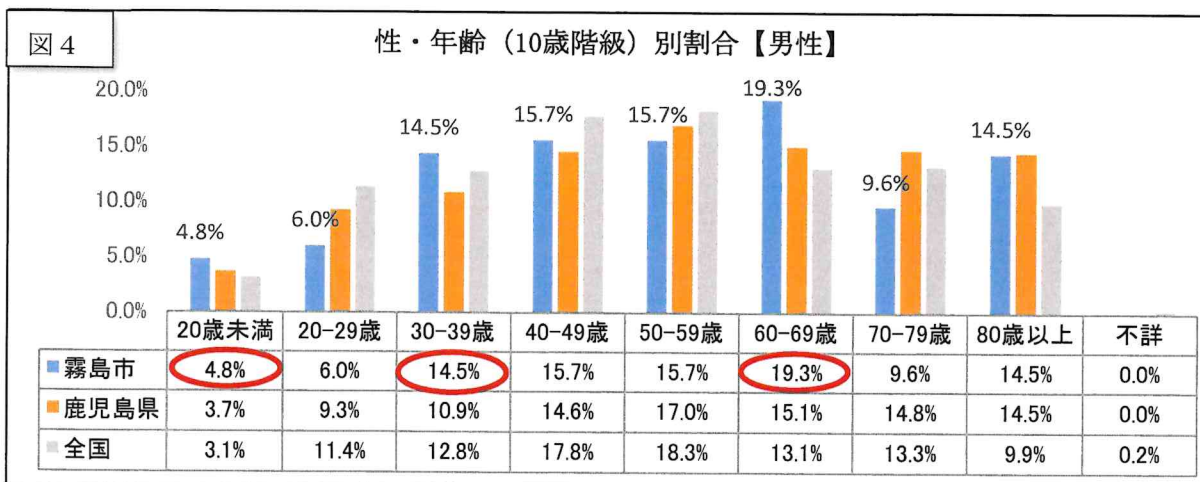
④【霧島市】性・年齢（10歳階級）別自殺者数（令和元年～令和5年集計）

・20代以外の全ての年代において女性より男性の自殺者数が多い。

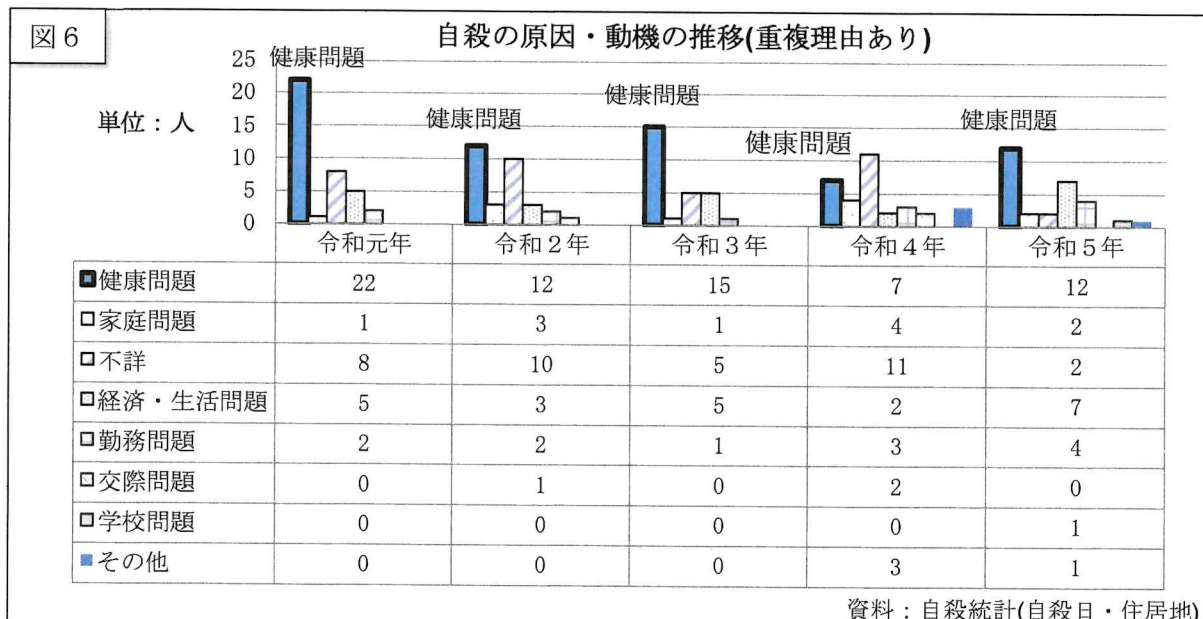
・60代の男性の自殺死亡者が最も多い。



⑤【霧島市・鹿児島県・全国】性・年齢（10歳階級）別割合（令和元年～令和5年集計）
 ※%は小数点以下第二位を四捨五入しているため、必ずしも100%にはならない。



⑥自殺の原因・動機の推移



⑦ゲートキーパー研修

・平成25年度から研修会を実施しており、令和5年度までに722人が受講している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	61人	40人	38人	44人

目標値

項目		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
睡眠による休養を十分にとれている市民の割合	成人	67.0% (*1)	70.0% (*2)

(*1) 令和3年度「健康きりしま21アンケート調査」

(*2) 前計画の目標値と同じ

(2) 自殺対策に関する主な取組内容

①心の健康相談

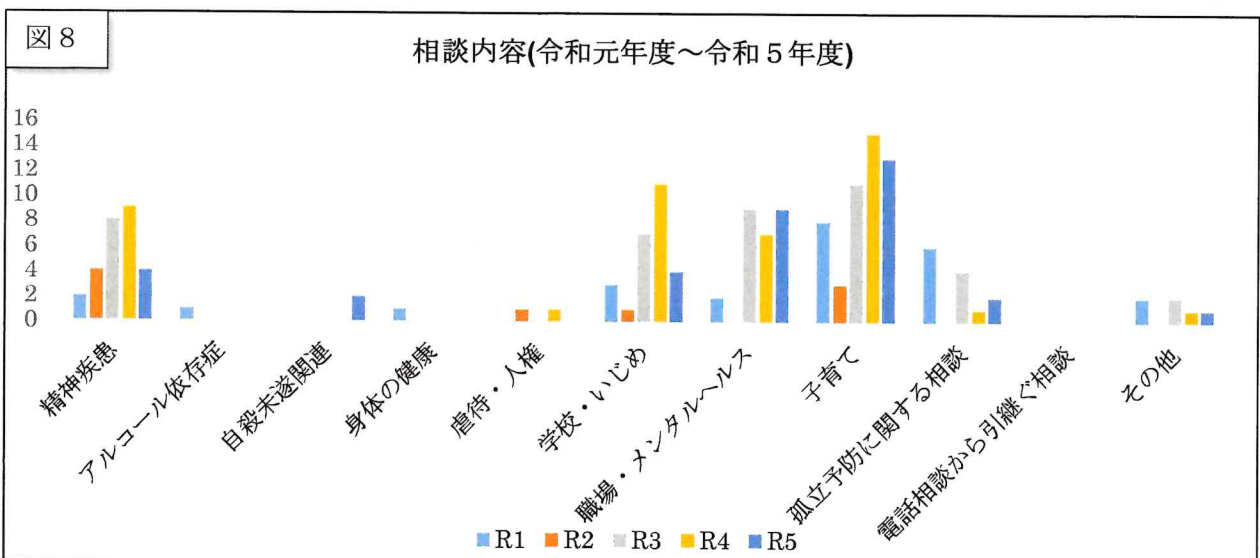
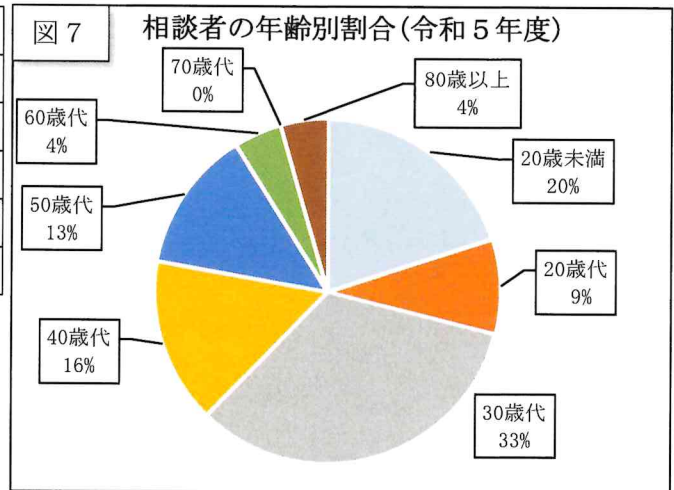
ストレスや不眠、うつ状態など、心の悩みを抱える方やその家族に対して行う相談。月2回、臨床心理士による個別相談(事前予約制)であり、広報きりしま、市ホームページに掲載日を掲載している。

必要に応じて専門医療機関の受診やすこやか保健センター地区担当保健師による継続支援につないでいる。

※%は小数点以下第一位を四捨五入しているため、必ずしも100%にはならない。

【相談実績】

	実施回数	相談者数
令和元年度	24回	44人
令和2年度	23回	42人
令和3年度	24回	46人
令和4年度	24回	50人
令和5年度	24回	45人



②随時相談窓口

すこやか保健センターを関係機関の連携拠点とし、医療機関等と情報共有しながら早期支援ができる体制づくりを構築する。

③自殺予防に関する啓発

市民一人一人が、自身の心の健康を維持するための「セルフケア」や、自殺予防週間や自殺対策強化月間の普及啓発、相談窓口等について、情報発信する。

【ホームページ掲載内容とアクセス数】

霧島市ホーム > 子育て・健康・福祉 > 健康・医療 > 心の健康

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ストレス度判定（自己判定）	***	***	***	164	193
ひきこもりの相談窓口について	483	407	537	336	309
自殺対策強化月間	23	59	181	117	156
生きづらさを感じている人へ	***	※81	485	581	544
自殺予防週間	92	158	163	80	153
心の健康相談のお知らせ	703	790	1,112	1,241	993

※R2. 12. 28 公開

④全庁的取組

霧島市自殺対策計画に基づき、毎年見直しを行い、全庁的に取り組んでいる。

	課名	計画掲載 事業数	評価対象 事業数		課名	計画掲載 事業数	評価対象 事業数
1	市民課	8	5	12	消防局消防本部 警防課	2	1
2	建築住宅課	1	1	13	図書館	1	1
3	安心安全課	3	3	14	総務課	4	3
4	長寿介護課	6	6	15	すこやか保健 センター	14	9
5	障害福祉課	9	9	16	商工振興課	2	1
6	社会教育課	9	9	17	子育て支援課	5	3
7	こども・くらし 相談センター	3	3	18	収納課	1	1
8	健康増進課	7	6	19	商工観光施設課	1	1
9	保健政策課	2	2	20	学校教育課	21	7
10	保険年金課	4	2	21	生活福祉課	1	1
11	消防局消防本部 総務課	1	1		計	105	75

R6. 8月現在

2. R6年度 ゲートキーパー研修にむけた取組について

R5年度自殺対策検討委員会にて、ゲートキーパー研修会を受講する機会を増やして欲しいと要望あり。

それを受け、R6年度は職員向け研修会と市民健康講座として実施予定。

窓口対応職員向け ゲートキーパー研修

【対象者】 市職員（未受講者） 約50人

【開催日】 R6年10月10日（木）
13:30～15:00

【講師】 鹿児島メンタルヘルス研究所ハートピース
（公認心理士・臨床心理士）
霧島市 心の健康相談事業従事 竹田 尚登 氏

市民健康講座

【対象者】 一般市民、民生委員

【開催日】 R6年12月14日（土）
10:00～11:45

【講師】 鹿児島メンタルヘルス研究所ハートピース
（公認心理士・臨床心理士）
霧島市 心の健康相談事業従事 竹田 尚登 氏

【内容】 ・ゲートキーパーの心得について
・セルフケアについて

【周知方法】 広報、チラシ等

令和5年 地域別自殺率

都道府県別

都道府県名	自殺者数	自殺 死亡率	死亡率 順位
和歌山県	198	21.42	1
岩手県	251	21.10	2
福島県	376	20.68	3
秋田県	194	20.62	4
宮崎県	216	20.21	5
北海道	1,022	19.88	6
新潟県	428	19.78	7
山梨県	159	19.57	8
群馬県	370	19.16	9
香川県	183	19.13	10
愛媛県	250	18.84	11
岐阜県	372	18.77	12
島根県	123	18.67	13
福岡県	948	18.57	14
静岡県	661	18.19	15
沖縄県	265	17.84	16
埼玉県	1,317	17.84	17
兵庫県	972	17.80	18
石川県	198	17.72	19
青森県	216	17.63	20
東京都	2,408	17.40	21
栃木県	334	17.31	22
長崎県	226	17.30	23
全国	21,657	17.27	
宮城県	389	17.23	24
茨城県	494	17.15	25
鹿児島県	270	16.96	26
高知県	116	16.94	27
長野県	342	16.73	28
滋賀県	234	16.55	29
京都府	412	16.47	30
三重県	291	16.42	31
愛知県	1,229	16.36	32
大阪府	1,422	16.19	33
富山県	165	16.04	34
広島県	441	15.92	35
熊本県	275	15.82	36
千葉県	998	15.82	37
岡山県	291	15.60	38
山形県	161	15.45	39
山口県	200	15.08	40
大分県	169	15.04	41
佐賀県	121	15.00	42
神奈川県	1,374	14.92	43
奈良県	194	14.64	44
徳島県	97	13.49	45
鳥取県	72	13.17	46
福井県	99	13.03	47
不明	114	0.00	

鹿児島県内

市区町村名	自殺者数	自殺 死亡率	死亡率 順位
鹿児島県宇検村	2	120.99	1
鹿児島県徳之島町	8	77.75	2
鹿児島県阿久根市	8	42.30	3
鹿児島県曾於市	14	41.67	4
鹿児島県与論町	2	39.39	5
鹿児島県瀬戸内町	3	35.54	6
鹿児島県屋久島町	4	34.12	7
鹿児島県伊佐市	8	33.38	8
鹿児島県喜界町	2	30.46	9
鹿児島県枕崎市	6	30.43	10
鹿児島県垂水市	4	29.36	11
鹿児島県奄美市	12	28.80	12
鹿児島県南九州市	9	27.49	13
鹿児島県大崎町	3	24.20	14
鹿児島県さつま町	4	20.48	15
鹿児島県長島町	2	20.39	16
鹿児島県南種子町	1	18.65	17
鹿児島県鹿屋市	18	17.86	18
鹿児島県知名町	1	17.75	19
鹿児島県	270	16.96	
鹿児島県霧島市	20	16.03	20
鹿児島県和泊町	1	15.88	21
鹿児島県南大隅町	1	15.71	22
鹿児島県指宿市	6	15.59	23
鹿児島県東串良町	1	15.36	24
鹿児島県錦江町	1	15.06	25
鹿児島県日置市	7	14.90	26
鹿児島県鹿児島市	86	14.39	27
鹿児島県西之表市	2	13.87	28
鹿児島県志布志市	4	13.42	29
鹿児島県中種子町	1	13.35	30
鹿児島県湧水町	1	11.49	31
鹿児島県いちき串木野市	3	11.33	32
鹿児島県薩摩川内市	9	9.76	33
鹿児島県出水市	5	9.58	34
鹿児島県南さつま市	3	9.29	35
鹿児島県始良市	7	8.97	36
鹿児島県肝付町	1	7.02	37